

人口動態調査の概要

1 調査の目的

我が国の人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数を対象としているが、本概況では平成17年に日本において発生した日本人の事件を客体とした。

3 調査の期間

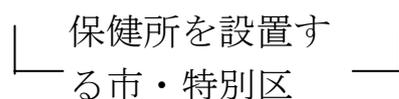
平成17年1月1日から平成17年12月31日

4 調査の方法

市区町村長は、出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の届書に基づいて人口動態調査票を作成する。

5 報告の系統

厚生労働省—都道府県・指定都市—保健所—市区町村



6 結果の集計

集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部で行った。

利用上の注意

① 印刷公表している人口動態統計の資料は次のとおりである。

<人口動態統計速報>

数 値：調査票を作成した数

集計客体：日本における日本人、日本における外国人、外国における日本人（前年以前発生のもを含む）

公 表：毎月（調査月の約2ヶ月後）

<人口動態統計月報>

数 値：概数

集計客体：日本における日本人（前年以前発生のもを除く）

公 表：毎月（調査月の約5ヶ月後）

<人口動態統計年報>

数 値：確定数（概数に修正を加えたもの）

集計客体：日本における日本人（前年以前発生のもは別掲）

公 表：毎年（調査年の翌年9月頃）

- ② 表章記号の規約
- | | |
|------------------------|----------|
| 計数のない場合 | — |
| 統計項目のあり得ない場合 | ・ |
| 計数不明又は計数を表章することが不適当な場合 | … |
| 表章単位の2分の1未満の場合 | 0.0,0.00 |
- ③ 用語の説明
- 自然増加：出生数から死亡数を減じたもの
- 乳児死亡：生後1年未満の死亡
- 新生児死亡：生後4週未満の死亡
- 早期新生児死亡：生後1週未満の死亡
- 死産：妊娠満12週以後の死児の出産
- 周産期死亡：妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの
- 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子供数に相当する。
- ④ この概況で使用した数値は、平成16年以前は確定数である。
- ⑤ 都道府県及び市町村の表章は、出生は子の住所、死亡は死亡者の住所、死産は母の住所、婚姻は夫の住所、離婚は別居する前の住所による。
- ⑥ 出生率等の諸率については、総務省統計局の資料に基づき厚生労働省で推計された人口及び島根県政策企画局統計調査課資料「平成17年島根の人口移動と推計人口」を使用しているため、今後公表される予定の国勢調査に基づく結果と異なる場合があります。